

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

気水第116号

令和元年11月29日

1 改正の背景及び趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に定める有害物質の排水基準と同一の基準（許容限度）を設けているが、直ちに適応することが困難な一部の業種については、水濁法と同様に暫定基準を定めている。

国では、令和元年11月30日に適用期限を迎えるカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準について見直しを行い、現行の暫定排水基準の適用期限を令和元年12月1日から2年間に限り延長する改正を行ったことから、条例の暫定基準についても、水濁法に合わせて改正を行うこととした。

2 改正の内容

金属鋳業におけるカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準について、現行の暫定排水基準の適用期限を施行日から2年間に限り延長する。

3 施行日

令和元年12月1日